

申立ての趣旨

(該当する□にチェックしたもの)

(郵便物の回送嘱託) 日本郵便株式会社に対し、成年被後見人の(住所, 居所)に宛てて差し出された成年被後見人宛ての郵便物を申立人(成年後見人)に配達すべき旨を嘱託すると
の審判を求める。

(信書便物の回送嘱託) _____ に対し、成年被後見人の(住所, 居所)
に宛てて差し出された成年被後見人宛ての民間事業者による信書の送達に関する法律第2条
第3項に規定する信書便物を申立人(成年後見人)に配達すべき旨を嘱託すると
の審判を求め
る。

申立ての理由等

- 1 回送嘱託の必要性は以下の□にチェックしたとおりである。(詳細は4の具体的事情欄に記載)
- 本申立てによらなければ、成年被後見人の財産を把握、管理することが困難となる以下のよ
うな事情がある。
- 成年被後見人は、受領した郵便物等をすぐに破棄する可能性がある。
- 成年被後見人に宛てた郵便物等を第三者が隠ぺい等する可能性がある。
- その他 成年被後見人の居室は郵便物が散乱しており、その所在について把握できる状態
にない。
- 考えられる財産調査を行ったが、成年被後見人のこれまでの生活状況を踏まえると、まだ判明
していない財産の存在が疑われる。
- 成年被後見人が以下の特定の財産を保有(債務を負担)している可能性がある。
- 預貯金 株式・投資信託等 不動産 生命保険 債権 負債
- その他 _____
- 2 (2回目以降の申立ての場合)回送嘱託の必要性は上記1に加えて以下の□にチェックしたとおり
である。(詳細は4の具体的事情欄に記載)
- 特定の郵便物等が以下の時期に配達される可能性が高い。
(特定の郵便物等の内容) _____
(配達される時期) _____
- 以下の特定の財産を保有(債務を負担)している可能性があり、依然として、詳細が把握でき
ていない。
- 預貯金 株式・投資信託等 不動産 生命保険 債権 負債
- 3 回送を求める期間
本件審判確定から 6 か月(※6か月を超えることはできません。)
- 4 具体的事情(□別紙のとおり)
成年被後見人宅には比較的新しい高額品が相当数あり、現在明らかになっている資産だけでは、
そのような財産を取得できる理由を合理的に説明できないため、他の財産の存在が窺われる。成年
被後見人は意思疎通困難かつ親族と疎遠であり、財産状況の詳細について聴取できる者がいないこ
とから、郵便物を精査することで、知れていない財産が判明する可能性がある。

回送嘱託を行う集配郵便局等 別添のとおり

(注) 太わくの中だけ記入してください。

<申立ての理由の記載に関する注意事項>

- 成年被後見人について最初の申立ての場合は1の欄に、回送嘱託期間満了後の再度の申立ての場合は1、2
の欄にそれぞれチェックした上で、いずれも3の欄に回送を求める期間を、4の欄に具体的事情を記載して
ください(裁判所の判断により、より詳細な事情を記載した追加の書面を提出していただくことがあります。後
見開始申立書等に具体的事情の記載がある場合は、その書面及び記載箇所を指摘して引用しても差し支えあり
ません。)
- 回送の嘱託は、回送元を管轄する集配郵便局等に書面を送付して行いますので、集配郵便局等の所在地及び
名称を別添の書面(集配郵便局等1か所につき1用紙)に記載してください。